

平成 30 年度 包括外部監査結果報告について

1 監査テーマ

子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務の執行について

2 テーマ選定理由

市では平成 31 年をピークとする人口減少が予測され、平成 28 年には死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じた。一方で保育所への入所申込数増加や児童虐待相談件数の急増等の、子ども・子育て環境に関する課題が生じている。

この状況の中、市は子育て世代の流入や出生率の向上にもつながる子ども・子育て支援等に係る取組みとして、産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して多岐に渡る事業を実施している。

これらの施策の重要性を考慮し、その実施状況は包括外部監査人監査のテーマとして適切であると判断した。

3 監査の結果等

事業は概ね効率的かつ経済的に運営されていると認められたが、いくつかの課題も見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）7件及び意見（改善を要望する事項）26件にとりまとめた（詳細は別添「平成30年度包括外部監査の結果に関する報告書」のとおり）。

(1) 監査対象局等

子ども青少年局

(2) 監査対象期間

原則として平成29年度（必要に応じて平成28年度及び平成30年度も含む）

(3) 包括外部監査の主な指摘及び意見（指摘3件、意見6件を抽出）

1. 横浜保育室助成事業／横浜保育室の認可移行促進（保育・教育運営課） P.32	
意見の要旨	施設ごとに移行できなかった理由を分析し、今まで以上にきめ細かな指導を行うなど、延長された期間内に希望する施設が円滑に移行できるよう支援されたい。
現状	「子ども・子育て支援新制度」の給付対象施設への移行を希望した136の横浜保育室のうち、平成25年度から29年度までの認可移行支援期間で、移行を完了できなかった施設は53施設である。その後、移行支援期間は、さらに平成34年度まで延長されている。

2. 保育士宿舍借り上げ支援事業／借り上げ支援事業の補助対象施設（保育対策課） P.39	
意見の要旨	横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱第6条に定める「事業実施者等」を明確に定義することが望ましい。
現状	「事業実施者等」についての詳細な定義がなかったことから、補助対象に該当する宿舍の範囲が不明確であった。

3. 私立幼稚園等預かり保育補助事業／補助金の重複支給（子育て支援課） P.41	
指摘の要旨	各四半期における横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（平日型）補助金交付申請書兼実績報告書の内容を確実にチェックして、補助金を適正に執行されたい。
現状	横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（平日型）補助金について、平成28年度第4四半期と平成29年度第1四半期の申請書類において重複して申請され、30時間分34,080円について重複して支給しているケースがあった。

4. 私立幼稚園等補助事業／補助金の使途の変更について（子育て支援課） P.43	
指摘の要旨	補助事業者が補助事業の内容等の変更をしようとする場合、市は補助事業者に事業計画変更届を提出させ、変更後の補助事業の内容確認を行う必要がある。
現状	補助事業に変更があったとしても補助金交付額に影響がない場合、補助事業者から要綱等で義務付けられている事業計画変更届が市に提出されていない事例があった。

5. 児童相談所管理運営費／児童福祉司について（児童相談所） P.51	
意見の要旨	3.3年という児童福祉司の総経験年数の平均は、児童相談所の専門的な体制強化に向けた担当職員のスキル向上や経験蓄積の促進、また対象児童への関わりを寸断しないようにするという観点に照らして、短いと考えるので、これを長くするような総合的な人事施策を検討されたい。
現状	横浜市では、近年、児童虐待の相談対応件数が増加を続けており（4年前と比較して約5割増）、複雑・深刻な事例も少なくない状況である。なお、児童相談所の児童福祉司の総経験年数の平均は3.3年であった。

6. 一時保護事業／一時保護期間の短縮（児童相談所） P.54	
意見の要旨	標準的な支援スケジュールの活用、関係書類のシステム化による作業効率化により、支援担当の職員が支援に十分な時間を割くことができるようにすることで、一時保護期間の短縮に努められたい。また、一時保護委託可能な里親の利用を増やし、里親の数を増やす必要がある。
現状	市の一時保護所における保護の期間が40日程度と、全国平均の30日を上回っている。

7. 児童措置費等／児童養護施設の定員（こども家庭課） P.55	
意見の要旨	定員に空きのある児童養護施設に対して、受入困難の理由を文書で得るとともに、積極的に受け入れることを指導されたい。
現状	児童養護施設の現員が定員を相当下回っているにもかかわらず、速やかな入所が進んでいない事例がある。

8. 里親推進事業／里親の増加（こども家庭課） P.58	
意見の要旨	家庭養育優先の理念を実現するためには、登録里親候補の担い手の確保と育成が急務である。そのために、市として里親を増やすことを目標として持つべきである。また、里親を知ってもらうための効果的な周知方法を検討されたい。
現状	国の「新しい社会的養育ビジョン」の方針では両親による養育が困難な場合に、里親や特別養子縁組による家庭養育優先の理念を掲げている。市の里親委託率は14.7%であり、近隣のさいたま市35.0%、横須賀市22.4%等と比較して低い。

9. 児童扶養手当支給事業／児童扶養手当返納金の滞納催告（こども家庭課） P.69	
指摘の要旨	催告電話をかける債務者の抽出方法を明確にし、催告を実施する必要がある。
現状	児童扶養手当返納金の滞納につき、平成30年7月の催告の電話をかける際に抽出漏れが1件あり、催告の電話をしていないことが判明した。

お問合せ先	
(監査結果の内容について) 包括外部監査人 種村 隆	TEL045-671-3938
(包括外部監査制度について) 監査事務局監査管理課長 三浦 孝之	TEL045-671-3354